

**改正**

平成22年3月25日告示第29号

平成22年12月1日告示第103号

令和元年12月6日告示第122号

飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店及び責任技術者処分事務処理要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年10月1日規則第80号）第10条の規定により、飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」及び「責任技術者」という。）に対して、指定取消し、一時停止、文書注意又は文書警告（以下「処分」という。）しようとする場合について必要な事項を定めるものとする。

(処分基準)

**第2条** 前条の処分は、別表の処分基準に定めるところによるものとする。

(報告)

**第3条** 建設水道課長は、指定工事店が飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則第10条の規定に該当すると認めるときは、報告書を作成し、副町長に提出するものとする。

2 建設水道課長は、前項の報告を行うにあたって、当該関係者から顛末書の提出を求めることができる。

(飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店審査委員会の開催)

**第4条** 副町長は、前条の報告を受けたときは、直ちに飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店審査委員会規程（平成20年8月1日訓令第2号）に規定する飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(処分原案等の決定)

**第5条** 委員会は、処分が相当と認めるときは、処分原案を決定するものとする。

2 委員会において、処分するまでに至らないと決定した場合、副町長は文書により注意するなど当該指定工事店及び責任技術者に対する指導を行うものとする。

(事前手続き)

**第6条** 副町長は、委員会で決定された処分原案に基づき、飯綱町行政手続条例（平成17年10月1日飯綱町条例第12号）に従い、次の各号に定める手続きを行うものとする。

(1) 指定の取消しの場合 聴聞

(2) 指定の停止の場合 弁明の機会の付与

2 前項第1号の手続きは、飯綱町行政手続条例（平成17年10月1日飯綱町条例第12号）によるものとする。

(処分原案の再検討)

**第7条** 前条の聴聞又は弁明の結果、新たな事実が判明したことにより処分の内容を再検討する必要があると認めた場合、副町長は委員会を開催するものとする。

(処分の決定)

**第8条** 町長は、第6条の手続による主宰者の意見又は前条に規定する委員会の検討結果等を考慮し、処分を決定するものとする。

(処分の通知等)

**第9条** 建設水道課長は、決定された処分について、処分を受ける指定工事店及び責任技術者に速やかに通知するとともに、飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則第19条第1項の規定により公示するものとする。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月25日告示第29号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年12月1日告示第103号）

この告示は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則**（令和元年12月6日告示第122号）

この告示は、令和元年12月14日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
1 条例、規則等違反	・ 工事店規則 第10条第2		1 条例又は規則等に違反したと	・ 指定取消し



<p>遵守事項違反</p>	<p>第10条第2項第1号</p>	<p>第6条第1項 第12条第1項 第6条第2項第1号 第2号 第3号 第4号 第6号</p>	<p>1 下水道に関する法令、条例、規則等定めるところに従わず、施工しなかったとき。 2 排水設備工事の施工の申込を受けたとき、正当な理由なくこれを拒んだとき。 3 排水設備工事の契約に際して、工事の費用、工事の期間その他の必要な事項を明確に示さなかったとき。 4 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。 5 指定工事店としての名義を他の工事業者に貸与したとき。 6 排水設備工事を担当する者として責任技術者の監理の下において施工しなかったとき。</p>	<p>・指定取消し ・文書注意 ・文書注意 ・文書注意 ・指定取消し 又は指定停止6月以下 ・指定取消し 又は指定停止6月以下 ・指定取消し 又は指定停止6月以下</p>
<p>5 工事施行に関する義務違反</p>	<p>・工事店規則 第10条第2項第1号</p>	<p>・下水道条例 第9条 ・施設条例 第11条 ・施行規則 第10条 ・工事店規則 第12条第2項</p>	<p>1 排水設備の新設等を行い、その工事が完了し届け出て町の検査を受けなかったとき。 2 責任技術者を排水設備の検査に立ち合わせなかったとき。 3 責任技術者を排水設備の検査に立ち合わせなかったとき。</p>	<p>・指定取消し 又は指定停止6月以下 ・指定取消し 又は指定停止6月以下 ・文書注意</p>
<p>6 届出義務</p>	<p>・工事店規則</p>	<p>・下水道条例</p>		

違反	第10条第2項第1号	第22条 ・施設条例 第12条 ・施行規則 第9条 ・工事店規則 第9条第1項	1 排水設備が完了し、公共下水道を使用する場合はあらかじめ届出なかったとき。 2 排水設備等工事完了届出なかったとき。 3 指定工事店としての、指定要件を欠き、届出なかったとき。	・指定取消し 又は指定停止6月以下 ・指定取消し 又は指定停止6月以下 ・指定取消し 又は指定停止6月以下
7 不誠実な行為	・工事店規則 第10条第2項第2号	・工事店規則 第6条第2項 第7号 第8号	1 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 2 排水設備工事の完了後1年以内に生じた事故等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り無償で修繕するよう努めなかったとき。 3 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して町長からの要請があったときに、これに協力するよう努めなかったとき。 4 所管課との緊密な連絡体制を維持するよう努めなかったとき。 5 施工上の安全管理を怠り従業員等を死傷させたとき。 6 文書注意に従わなかったとき。 7 文書警告に従わなかったとき。 8 その他の違反行為。	・文書注意 ・文書注意 ・文書注意 ・文書注意 ・指定停止6月以下 ・文書警告 ・指定停止3月以下 ・指定停止6

				月以下
--	--	--	--	-----

注) 1 違反内容に該当したときは、取消要件に該当するものとして、指定を取消することができる。ただし、考慮すべき特別な事情がある場合は、指定停止6月とする。

更に考慮すべき事情等がある場合は、指定停止3月とする。

違反項目に該当するが、処分するまでに至らない場合は、文書注意とする。

2 処分等の決定にあたっては、過去の処分歴等（他事業体におけるものを含む。）を考慮するものとする。

(1) 再度同一違反内容に該当した場合、原則として前回の処分等より上位の処分を行うものとする。

(2) 過去において、他の違反内容に該当し処分等を受けたことがある場合、該当する処分等より上位の処分を行うことができる。

3 事象発覚から処分決定までの間は、新規の排水設備工事及び施工継続中の工事を施工することができる。

4 処分期間中は、新規に排水設備工事を施工することができない。ただし施工継続中の工事を除く。